

■ 市民後見人の養成と活動支援

(別紙資料)

1. 市民後見人の養成

市民後見人の養成を目的とした研修を次のように3ステージ制で実施する。

ステージ1 (初級課程)

参加対象は広く市民に呼び掛けるものとし、成年後見制度についての理解と基本的な知識を得てもらうことを目的に実施する。

- 実施日 平成24年12月8日(土)
- 定員 120名(申込多数の場合は抽選)
- 内容
 - ・成年後見制度の概要、市民後見人等の果たすべき役割
 - ・オリエンテーション(養成研修ステージ2(中級課程)内容等の説明)
- 申込方法 往復はがき
- 応募要件 さいたま市在住
- その他 受講修了者にステージ2の申込書(応募動機を併せて記入)を配付

ステージ2 (中級課程)

受講対象はステージ1(初級課程)の受講者のうち、成年後見人等候補者になることを希望する者で、成年後見人としての具体的役割について基本的な知識を得てもらうことを目的に実施する。

- 実施時期 平成25年2月～3月(平日開催)
- 定員 50名
 - ※書類審査のうえ、受講者を決定
- 応募要件
 - (1) さいたま市在住
 - (2) 成年後見人に関する一定の知識・態度を身に付けた成年後見人等候補者になることを希望する者
 - (3) 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な者
 - (4) 中級課程の全日程の受講が可能な者
 - (5) 民法第847条 後見人の欠格事由に該当しない者
 - 1) 未成年者
 - 2) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - 3) 破産者
 - 4) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - 5) 行方の知れない者
 - (6) 次の事項に該当しない者
 - 1) 禁治産宣告・準禁治産宣告を受けた者
 - 2) 成年後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任の審判を受けた者
 - (6) 専門職団体に加入し、その団体での後見活動が可能な者を除く
- その他
 - (1) 受講修了者にステージ3の申込書を配付
 - (2) ステージ2(中級課程)を修了した者に対して、受講証明書を発行

ステージ3（専門課程）

受講対象はステージ2（中級課程）の受講者のうち、成年後見人としての意欲と能力が高く、権利擁護に見識がある者を対象に、成年後見制度に関する専門的な知識及び成年後見業務を行うにあたり必要とされる実務と倫理を習得してもらうことを目的に実施する。

○実施時期 平成25年5月～8月（平日開催）

○定員 30名

※選考（集団面接・レポート提出）のうえ、受講者を決定

○応募要件 専門課程の全日程の受講が可能な者

○その他 ステージ3（専門課程）を修了した者に対して、修了証明書を発行

2. 市民後見人候補者登録

ステージ3（専門課程）を修了した者に対して、書面で意思確認を行い、登録基準を満たす者の中から選考（面接・レポート提出）のうえ、本会の市民後見人候補者として登録する者を決定する。

市民後見人候補者登録基準については次のとおりとする。

- (1) さいたま市在住していること
- (2) 本会が実施した市民後見人養成研修専門課程を修了していること
- (3) 本会が行う法人後見活動又は日常生活自立支援事業の支援活動の履行補助者（支援同行）として一定期間、活動ができること
- (4) 熱意と基礎的な知識を有し、成年後見人等としての活動を安定的・継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること
- (5) 本会が登録者に対して実施する研修会等に参加できること
- (6) 親族以外の成年後見人等になっていないこと
- (7) 親族以外の任意後見契約受任者や任意後見人になっていないこと
- (8) 民法第847条 後見人の欠格事由に該当しないこと
 - 1) 未成年者
 - 2) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - 3) 破産者
 - 4) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - 5) 行方の知れない者
- (9) 次の事項に該当しないこと
 - 1) 禁治産宣告・準禁治産宣告を受けた者
 - 2) 成年後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任の審判を受けた者
- (9) 専門職団体に加入し、その団体での後見活動が可能な者を除く
- (10) 登録時に70歳未満であること

3. 登録期間

2年間とする。

※基準を満たしている場合には、登録を更新することができる

4. 市民後見人候補者登録した者への支援

市民後見人候補者として登録した者への支援として、定期的な研修会等の開催、本会が行う法人後見又は日常生活自立支援事業の支援活動の履行補助者（支援同行）としての活動を通じて、市民

後見人として主体的に活動できるよう支援する。

※本会が行う法人後見活動又は日常生活自立支援事業の支援活動の履行補助者（支援同行）として活動する際には、成年被後見人等の個人情報扱うことから、事前に誓約書等を取り交わす。また、履行補助者としての活動は無償とする

5. 受任の調整

家庭裁判所から成年後見人等候補者の推薦依頼があった場合などは、市民後見人が受任することが適当である事案かについて、本会が設置する法人後見運営委員会において総合的に判断し、家庭裁判所に成年後見人等候補者として推薦する。

※本会の法人後見で安定した事案については、市民後見人への移行を検討していく

6. 市民後見人が受任する事案

市民後見人が定期的に見守ることのできる難易度の低い次のような事案を対象とする。

- (1) 後見類型
- (2) 安定的な身上監護（見守り等）が中心
- (3) 財産管理（多額の資産、負債、相続がない）に困難性がない
- (4) 親族間の紛争や権利侵害がない など

7. 法人後見運営委員会の役割

法人後見運営委員会に対し、市民後見人養成研修の運営に関する助言、市民後見人の受任調整に関する審査、市民後見人への活動支援に関する助言等を求める。

8. 市民後見人として受任した後の支援

事例検討や情報交換会を含めた定期的な研修会を実施する。また、専門職による活動状況及び報告書類の確認、業務に関する日常的な相談に応じるなど、市民後見人の活動を支援していく。

なお、本会への報告を月1回とし、原則は月2回の専門職団体（成年後見アドバイザー）による支援時に来所を求める。

9. 市民後見人の活動報酬

活動報酬の申立てを行う場合は、活動内容に関わらず、本会が設定した範囲内（月額：2万円以内）で、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行う。

【参考】東京家庭裁判所立川支部において成年後見人が通常の後見事務を行った場合の報酬のめやすとしている額が月額20,000円

さいたま市市民後見人養成研修（初級課程）開催要綱

- 1 目的 判断能力が十分でない方の生活を身近な市民が支援し、成年後見活動を行って行く市民後見人候補者の養成研修を3ステージ制（初級、中級、専門課程）により実施します。初級課程は、広く市民に呼び掛け、成年後見制度についての理解と基本的な知識を得ていただくことを目的に開催します。
- 2 主催 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
- 3 日時 平成24年12月8日（土） 14:00～16:00
- 4 会場 浦和ふれあい館 第1会議室（2階）
さいたま市浦和区常盤9-30-22（北浦和駅徒歩5分）
- 5 受講対象 市内在住の方
- 6 定員 120名 ※申込多数の場合は抽選
- 7 受講料 無料
- 8 講師 社会福祉法人品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター
センター長 齋藤 修一 氏
- 9 内容 ○成年後見制度の概要と市民後見人の果たすべき役割
○オリエンテーション（養成研修中級課程の内容等）
- 10 申込方法 11月13日（火）までに往復はがきによる申込
- 11 申込・問合せ先
さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
〒330-0061
さいたま市浦和区常盤9-30-22 浦和ふれあい館
電話 048-835-5281

平成24年度 さいたま市市民後見人養成研修中級課程 開催要綱

判断能力が十分でない方の生活を身近な地域住民が支援し、成年後見活動を行っていく市民後見人の養成研修の3つのステージ（初級、中級、専門課程）のうち、今回は、中級課程として、初級課程を受講し、成年後見人等候補者になることを希望している方に、成年後見人としての具体的役割について基本的な知識を得てもらうことを目的に開催する。

【主催】 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（さいたま市委託事業）

【日程】 平成25年2月 6日（水） 10：15～17：00（9：30より受付）
平成25年2月13日（水） 9：00～16：00
平成25年2月20日（水） 9：00～16：30
平成25年2月27日（水） 10：00～16：15
平成25年3月 6日（水） 9：30～16：50

【研修時間】 27.5時間

【定員】 50名

【受講料】 無料（研修で使用するテキスト代は別途実費負担）

【場所】 浦和ふれあい館 2階 第1会議室
（住所：さいたま市浦和区常盤9-30-22）

【申込方法】 別添「平成24年度さいたま市市民後見人養成研修中級課程【募集要項】」の記載事項に同意のうえ、さいたま市市民後見人養成研修（中級課程）受講申込書と返信用封筒を「さいたま市社会福祉協議会高齢・障害者権利擁護センター」宛に送付

【募集方法】 平成24年12月8日（土）開催の初級課程のオリエンテーションで「平成24年度さいたま市市民後見人養成研修中級課程【募集要項】」を配付

【選考方法】 書類選考のうえ、受講者を決定

【問合せ先】 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
さいたま市浦和区常盤9-30-22 浦和ふれあい館
電話：048-835-5281 FAX：048-835-5282

受講生募集

さいたま市市民後見人 養成研修(初級課程)

判断能力が十分でない方の生活を身近な市民が支援し、成年後見活動を行っていく市民後見人候補者の養成研修を3つのステージ(初級、中級、専門課程)に分けて実施します。今回は初級課程として、成年後見についての理解と基本的な知識を得ていただくことを目的に開催しますので、皆様のお申込みお待ちしております。

日 時 平成24年12月8日(土) 午後2時~4時
会 場 浦和ふれあい館 2階 第1会議室(地図・住所裏面)
受講対象 さいたま市在住の方
定 員 120名(申込多数の場合は抽選)
受講料 無料
内 容 ・成年後見制度の概要と市民後見人の果たすべき役割

講師：社会福祉法人品川区社会福祉協議会

品川成年後見センター

センター長 齋藤 修一 氏

・オリエンテーション(養成研修中級課程の内容等)

申込方法 11月13日(火)までに往復はがきにてお申込ください。

※往復はがきの往信面裏面に①氏名、②住所、③電話番号を
返信用表面に①氏名、②住所をご記入ください

※車いす利用の方、手話通訳等が必要な方はお申し出ください

申 込・
問合せ先

さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
(後見人研修宛)

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号 浦和ふれあい館

電 話 048-835-5281

FAX 048-835-5282

中級・専門課程の開催について

「市民後見人養成研修」は、3つのステージ（初級、中級、専門課程）に分けて実施しますが、中級、専門課程は、次のように開催します。

中級課程

初級課程を受講した方のうち、成年後見人等候補者になることを希望し、成年後見人としての具体的役割について基本的な知識を得ていただくことを目的に実施します。

- 実施時期 平成25年2月～3月（平日開催）
- 定員 50名（選考のうえ、受講者を決定）

専門課程

中級課程を受講した方のうち、成年後見人として活動したいという意欲の高い方に成年後見制度に関する専門的な知識と成年後見業務を行うにあたり必要とされる実務と倫理を習得していただくことを目的に実施します。

- 実施時期 平成25年5月～8月（平日開催）
- 定員 30名（選考のうえ、受講者を決定）
- その他 専門課程を修了した方には、修了証明書を発行

研修を受講した後に、すべての方が成年後見人等として活動できるとは限りません。また、この研修により、何らかの資格が得られるわけではありませんので、ご注意ください。

市民後見人候補者登録について

市民後見人候補者登録

専門課程を修了した方には、書面で意思確認を行い、選考のうえ、市民後見人候補者として本会に登録することができます。

市民後見人候補者 登録した方への支援について

市民後見人候補者登録した方への支援

定期的な研修会等の実施、本会が法人として受任しているケースにおける後見支援員（履行補助者）としての活動など、市民後見人として主体的に活動できるよう支援します。



交通案内

JR京浜東北線
「北浦和駅」西口より徒歩5分

駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用ください。

市民後見人養成研修(初級課程)カリキュラム

	月日	時間	研修テーマ	科目	主たる学習内容	学習の意図・目的	講師
1	12月8日(土)	14:00～14:10	開講式				
		14:10～15:40	成年後見制度と市民後見人の基礎	成年後見制度の概要と市民後見人の果たす役割	①成年後見制度の概要 ・制度の目的 ・対象者について ・各類型の違い ・制度の現状と課題 ②市民後見人の果たす役割 ・市民後見が生まれてきた背景 ・市民後見人の職務と役割	成年後見制度の概要と市民後見人の果たす役割について理解する。	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター センター長 齋藤 修一
		15:40～16:00	オリエンテーション				

市民後見人養成研修(中級課程)カリキュラム

	月日	時間	研修テーマ	科目	主たる学習内容	学習の意図・目的	想定される講師
1	2月6日(水)	10:15~10:30	開講式				
		10:30~12:00	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	①成年後見制度化の趣旨と背景 ②成年後見制度の目的・基本理念 ③制度活用の必要性、今後の課題	成年後見制度が生まれた背景・趣旨及びその理念を理解する。	司法書士
		13:00~14:30		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	①後見・保佐・補助、各類型の違い ②対象者について ③申立権者について ④代理権、取消権 ・代理の範囲・取消の範囲・活用方法 ⑤同意権 ⑥財産管理 ・財産管理に関する事務 ⑦身上監護 ・身上監護に関する事務 ⑧専門職後見人の役割・職務 ⑨後見報酬	市民後見人としての活動に際し必要になる、法定後見制度についての制度的理解を得る。	司法書士
				成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	①制度の概要 ②任意後見契約の締結 ③任意後見契約の開始 ④老後の生活設計としての活用法	市民後見人としての活動に際し必要になる、任意後見制度についての制度的理解を得る。	司法書士
		14:45~15:45		成年後見制度と市町村責任 成年後見制度利用支援事業	①成年後見制度と市町村の責任 ・市町村長申立 ・老人福祉法第32条 ・市町村の役割 ②地域包括支援センターとの関係 ③障害者生活支援センターとの関係 ④成年後見制度利用支援事業の概要	市町村長申立を軸とした後見等業務の適正実施について、市町村の果たすべき役割とその責任を学ぶ。成年後見利用支援事業などの事業フレームを学ぶ。	さいたま市担当課職員
16:00~17:00		日常生活自立支援事業	①日常生活自立支援事業の概要・実務 ②専門員・生活支援員の立場と役割 ③成年後見制度との関係	日常生活自立支援事業などの事業フレームを学ぶ。	さいたま市社協職員		
2	2月13日(水)	9:00~12:00	民法の基礎	家族法	①家族法の基礎知識 ・親族、婚姻、離婚、扶養、未成年後見 ②支援のための契約・遺言・相続等に関する基本的理解。成年後見制度との関係 ③公正証書遺言 ・公証人の業務と後見人が揃えるべき書類	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる。	弁護士
		財産法		①財産法の基礎知識 ②法律行為の概要 ③時効・物権・債権	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる。	弁護士	
		13:00~16:00	市民後見概論	市民後見概論	①市民後見が生まれてきた背景 ②市民後見人への期待 ③後見人としての社会規範・倫理性 ・尊厳の保持 ・本人支援の視点 ④後見人の職務と役割 ・財産管理:具体的業務と求められる役割 ・身上監護:具体的業務と求められる役割 ⑤支援の実際/後見業務の代表的諸課題 ・医療同意・死後事務 ・身元保証人との違い ⑥親族後見について ・家族の役割と後見人のスタンス ⑦金融機関との関係 ⑧法人後見と個人後見 ・法人後見型の基本的考え方 ・個人後見型の基本的考え方 ・それぞれの場合のリスクマネジメント ⑨後見手法 ・複数後見等の多様な後見手法 ⑩地域支援の仕組みをどうつくるか	①市民後見人としての社会規範・倫理性を深く理解する。 ②市民後見人としての具体的職務とその役割、翻って市民後見人としては行わないことを深く理解する。 ③市民後見人としての活動に際し直面することになる課題についてふれる。 ④親族後見についての知見を得る。	司法書士
3	2月20日(水)	9:00~10:30	関係制度・法律	介護保険制度	①介護保険制度の概要 ②介護保険の施設・居住系サービス ③介護保険サービスと後見実務の関係、その実際	介護保険制度の理念やサービスの概要等を、成年後見制度との関わりの中から理解する。	さいたま市担当課職員
		10:45~12:15		高齢者施策 /高齢者虐待防止法	①地域包括支援センター ②地域支援事業 ③介護保険外の福祉サービス ④高齢者の住まい政策、公的住宅 【高齢者虐待防止法】 ①高齢者虐待防止法の理解と対応 cf.親族の年金使い込みへの問題意識など	①後見業務のうえで関係してくる高齢者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりの中から理解する。 ②高齢者虐待の実態と問題意識を学びとる。	さいたま市担当課職員
		13:15~14:45		障害者施策 /障害者虐待防止法	①障害者制度の概要 ②障害者自立支援法について ③障害者に関する法律 ・障害者基本法・身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法・精神保健福祉法 【障害者虐待防止法】 ①障害者虐待防止法の理解と対応	①後見業務のうえで関係してくる障害者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりの中から理解する。 ②障害者虐待の実態と問題意識を学びとる。	さいたま市担当課職員
		15:00~16:30		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 /生活保護制度	【生活保護制度】 ①生活保護制度の概要 ②生活保護の現状 ③生活保護の申請	後見業務のうえで関係してくる諸制度について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりの中から理解する。	さいたま市担当課職員

	月日	時間	研修テーマ	科目	主たる学習内容	学習の意図・目的	想定される講師
4	2月27日(水)	10:00~12:00	後見活動の実際	現役後見人による実践報告	①後見業務の実践事例報告 ・後見人として行っている支援、後見業務 ・本人の生活状況・課題と感じていること ②参加者との質疑応答(疑問や不安に答える)	現役後見人から直接、実際に行っている支援や直面する課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。	社会福祉士
		13:00~14:30	関係制度・法律	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ／健康保険制度・年金制度	【健康保険制度】 ①健康保険制度、後期高齢者医療制度の概要 ・健康保険の種類・対象要件・医療扶助 【年金制度】 ①年金制度の概要 ・年金の種類・受給要件 ②国民年金法 ・障害基礎年金	後見業務のうえで関係してくる諸制度について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。	社会保険労務士
		14:45~16:15		税務申告制度 等	①税制の概要 ②所得税申告について ③確定申告について ④贈与税について	税制改革との関係で、どういふ留意が必要なのかを理解する。	税理士
5	3月6日(水)	9:30~12:00	対象者理解	高齢者の理解	【高齢者の理解】 ①「老いる」とは ②老化はなぜ起こるのか ③心身・知覚機能への変化 ④生活機能とは何か ⑤多く見られる疾患と障害	認知症や知的障害・精神障害に関する医学的知識、接するうえでの心構えを学ぶ。 そのうえで、これから支援を必要とする方々が、地域で安心して生活するために何が出来るかを講義を通じて考える。	医師
				認知症の理解	【認知症の理解】 ①認知症を中心とした高齢者の状況 ②認知症の医学的基礎知識、主な薬 ③認知症者の特性と接するうえでの基本的態度 ④認知症者・家族への接し方 ⑤認知症者が地域で安心して生活するためにできること ⑥診断書と鑑定書		
				知的障害者、精神障害者の理解1	①障害に関する医学的基礎知識 ②障害者の特性 ③診断書と鑑定書		
		13:00~14:30	知的障害者、精神障害者の理解2	①障害者をめぐる状況 ②障害者と接するうえでの基本的態度 ③家族への接し方 ④障害者が地域で安心して生活するためにできること	障害者生活支援センター		
14:45~16:15							
		16:25~16:50	閉講式				

市民後見人養成研修(専門課程)カリキュラム(案)

	月日	時間	研修テーマ	科目	主たる学習内容	学習の意図・目的	想定される講師
1		9:45~10:00	開講式				
		10:00~12:00	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	①家庭裁判所における後見担当部局の概要 ・裁判所、調査官、書記官の各役割 ②家事裁判手続きについての理解	家庭裁判所による講義によって、身近な存在として家庭裁判所の役割を理解する。	家庭裁判所
		13:00~16:00	対人援助の基礎	対人援助の基礎	①模擬面接、ペアワーク等を通じて、対人援助のコミュニケーション技術を学ぶ ②自己覚知 ③傾聴と共感	社会福祉援助技術論等の知的蓄積などをふまえて、対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う。	学識経験者
2		10:00~12:00	成年後見の実務①	成年後見実務の基本視点	成年後見実務において心がけること	成年後見人等が倫理として持つべき姿勢について理解する。	社会福祉士
		13:00~14:30	体験実習①	体験学習についての留意点	①各体験実習についての留意点を説明	体験実習により知り得た事実を口外しない、介護行為は行わないことなど、実習前に受講生に対する諸注意を行う。	さいたま市社協職員
3			体験実習②(半日)	後見人の後見業務同行 または、生活支援員の支援業務同行	①利用者宅への訪問へ同行・身上監護に同行 1日	①実際に被後見人等または、日常生活自立支援事業の利用者の自宅に訪問することで、生活実態なども含めた状態像を体感する。 ②実際に後見人または生活支援員が活動する姿を見ることで、実践感覚を養う。	—
4			体験実習③(1日)	施設実習	①対象者への接し方等について、具体的に実地研修する ※介護にあたる行為は行わない	①実際に施設介護等の実際を見聞することで、介護を必要とする方の状態像を体感する。 ②施設職員が施設利用者に接する姿を見ることで、実践感覚を養う。	—
5		10:00~12:00	成年後見の実務②	申立手続書類の作成	①申立書を実際に作成してみるにより実務を学ぶ ②補助・保佐の場合 ・代理行為目録(代理権の内容確認)の作成 ③補助の場合 ・同意行為目録(同意権の内容確認)の作成	実務における学習の目的は、書類作成の技術の習得が第一義ではない。 市民後見人として、申立から終了報告等までどういう書類作成等が必要になり、相続人等への引き継ぎに際してどういう報告が必要になってくるのかをまずおさえることが必要である。	社会福祉士
		13:00~14:30	成年後見の実務③	財産目録の作成	①なぜ財産目録を作成するのかの理解 ②財産目録を実際に作成してみるにより実務を学ぶ ③財産管理の実務・知識 (就任時と終了時の手続き、財産管理の方法と事務内容)	翻って、市民後見人として常日頃から①何に気をつけて、②どういった書類を作成しておかなければいけないかを理解する。	社会福祉士
		14:45~16:15	成年後見の実務④	後見計画・収支予定の作成	①後見計画・収支予定表を実際に作成してみるにより実務を学ぶ ②身上監護の実務・知識 (事実行為との違い、サービス確保、医療同意等の諸課題など)	その理解のうえで、書類作成等の実務やその技術面にかかえる認識を、あらためておさえる。	社会福祉士
6		10:00~11:30	成年後見の実務⑤	報告書の作成	①家庭裁判所に提出する報告書を作成することにより実務を学ぶ ②事務終了時に備え、どういう記録をとっていくかを学ぶ。 Cf.様式化		社会福祉士
		12:30~14:00	成年後見の実務⑥	後見付与申立の実務	①後見報酬付与の申立書を実際に作成することにより実務を学ぶ		社会福祉士
		14:15~15:45	成年後見の実務⑦	後見事務終了時の手続き ／死後事務	①後見事務終了報告書作成 ②後見の計算(財産目録作成) ③後見終了の登記申請について ④報酬付与の審判申立について ⑤財産の引き継ぎ(権利者への引き渡し) ⑥死後事務の課題		社会福祉士
7		10:00~12:00 13:00~16:00	課題演習	事例報告と検討	①専門職後見人等から、実際の後見業務の事例について学ぶ ②各事例を通じ、根底にある法律問題に気づく ex.親族や近隣からの権利侵害がある事例多 問題家族の事例 ③受任後の後見事務・後見計画(課題を関係機関、社会資源にどうつなげるか)をグループワークにより検討する。	①グループワークを通じて、各人が異なる意見を交換するなかで、自己の価値観を相対化し、意見をひとつまとめる経験知識を養う。 ②その作業を通じて、独善によらず、成年後見人等としての対応を考える訓練をおこなう。	社会福祉士
		16:10~16:40	閉講式 修了証書授与				

	-	-	レポート作成	体験実習の報告書作成	体験実習(フィールドワーク)で学んだことを、実習ごとに報告書としてまとめる	—	—
--	---	---	--------	------------	---------------------------------------	---	---